

別表第24 非常電源（自家発電設備）の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 設置状況

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 区画等

不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式自家発電設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないこと。

ウ 水の浸透

水が浸透してないこと。

エ 換気

適正に行なえること。

オ 照明

自家発電設備の使用上及び点検上に支障がないこと。

カ 標識

適正に設けられていること。

(2) 表示

適正であること。

(3) 自家発電装置（原動機と発電機を連結したものをいう。）

ア 原動機及び発電機

変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。

イ 冷却装置

(ア) ラジエータ、配管等

変形、損傷、漏れ、冷却水の著しい汚れ又は腐敗等がないこと。

(イ) 冷却ファン

機能が正常であること。

ウ 潤滑油類

著しい汚れ、変質、漏れ等がなく、必要量が満たされていること。

エ その他の付属機器類

変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等がないこと。

(4) 始動装置

ア 始動用蓄電池設備

蓄電池設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

イ 始動用空気圧縮設備

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食がないこと。

(イ) 空気だめ

空気圧力が適正であること。

(ウ) 潤滑油類

空気圧縮機の潤滑油類に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

ウ 始動用燃料（ガスを圧縮して原動機に供給するものに限る。）

燃料容器に変形、損傷、著しい腐食がなく、必要量が保有されていること。

(5) 制御装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 発電機盤

変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。

ウ 自動始動盤

変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。

エ 補機盤

変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。

オ 電源表示灯

正常に点灯していること。

カ 表示灯

正常に点灯すること。

キ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

ク ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ケ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(6) 保護装置

作動、表示が正常であること。

(7) 計器類

変形、損傷等がなく、正常に作動するとともに指示値が適正であること。

(8) 燃料容器等

ア 外形

変形、損傷、漏れ等がないこと。

イ 燃料貯蔵量

規定の量が確保されていること。

(9) 冷却水タンク

ア 外形

変形、損傷、漏れ等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

(10) 排気筒

ア 周囲の状況

周囲に可燃物がおかれていないこと。

イ 外形

変形、損傷、支持金具の緩み等がないこと。

ウ 貫通部

遮熱保護部の断熱材等に変形、損傷、脱落等がないこと。

(11) 配管

変形、損傷、漏れ等がないこと。

(12) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(13) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(14) 始動性能（電力を常時連続供給するものを除く。）

確実に始動し、始動時間が適正で、かつ、電圧確立が正常であること。

(15) 運転性能

無負荷運転を実施し、次に掲げる項目について確認すること。

ア 運転状況

漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。

イ 換気

給気及び排気の状況が適正であること。

(16) 停止性能

ア 手動停止

手動停止装置により確実に停止し、停止動作等に異常がないこと。

イ 自動停止（自動停止できる自家発電設備に限る。）

確実に停止し、停止動作等に異常がないこと。

(17) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(18) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

(2) 絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

(3) 自家発電装置（原動機と発電機を連結したものをいう。）

原動機と発電機の接続部の状況が適正であること。

(4) 始動装置

ア 始動用蓄電池設備

蓄電池設備の総合点検の基準に準じていること。

イ 始動用空気圧縮設備

機能が正常であること。

ウ 始動補助装置

確実に作動すること。

(5) 保護装置

作動値が設定値どおりであること。

(6) 運転性能

ガスタービンを原動力とする自家発電設備以外のものについて、次のいずれかにより確認すること。

ただし、製造年から6年を経過していないもの又はこの点検を実施してから6年を経過していないものであって、運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合を除く。

ア 負荷運転

負荷運転を実施し、漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であることを確認すること。

イ 内部観察等

機器内部の観察、潤滑油や冷却水の成分分析等を実施し、腐食、劣化等がないことを確認すること。

(7) 切替性能

ア 運転切替性能（電力を常時供給する自家発電設備に限る。）

常用電源が停電してから規定の時間内に自家発電設備に係る負荷回路の専用運転に切り替わること。

イ 蓄電池切替性能（自家発電設備から電力を供給するまでの間、蓄電池設備から電力を供給するものに限る。）

電力供給が自家発電設備の電圧確立後に自動的に蓄電池設備から自家発電設備に切り替わること。

ウ 始動用燃料切替性能（始動用燃料を用いるものに限る。）

燃料供給が自動的に始動用燃料から通常の燃料に切り替わること。